

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和六年度県統計調査の実施
 - 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 介護医療院の廃止
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 保安林の指定予定
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の占用を制限する区域の指定
- 【公 告】
- 河川整備計画の原案の縦覧
 - 道路の位置の指定
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
- 【監査委員】
- 外部監査人補助者の告示

統計分析課
環境管理課

健康推進課
指導監査課

治山課
道路整備課

河川課
建築指導課

教育委員会

監査事務局

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十九号

令和六年度において、次の県統計調査を実施する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査

2 目的

県内の民間事業所における男性育休の取得状況、取得に当たった課題、事業所が女性活躍を推進する上での課題、そうした課題の解決に向けた支援ニーズ等を把握し、更なる女性活躍・少子化対策事業の企画立案をするための基礎資料とすることを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類における「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員数が三十人以上の民間事業所

三 報告を求め事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求め事項

企業規模等の事業所に関する事項、事業所における育児休業取得の現状等、女性活躍推進に関する事項

2 その基準となる期日又は期間

調査実施年度の前年度の一年間。ただし、令和六年度に実施する調査のうち、育児休業制度の利用者の状況、育児休業終了後の復職状況及び管理職の状況に係る事項に限り、令和三年度から令和五年度までの三年間

四 報告を求め者

二千事業所

五 報告を求めするために用いる方法

郵送調査

六 報告を求め期間

令和六年六月上旬から同年六月末まで

七 実施部課名

県民生活部人権・男女共同参画課

◎岡山県告示第二百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 アサヒグループ食品株式会社
住所 東京都豊田区吾妻橋1-23-1
氏名 代表取締役社長 川原 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第1プラント
所在地 岡山県浅口郡里庄町里見4215番地

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する洗浄施設 (65)		4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する洗浄施設 (38)		同左		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する湯煮施設 (46)		同左	
能	力	7台/時間		同左		同左		240L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		連続12時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	10	11.5	20.0	23.0	10	11.5	6	10	12	20.5
	p H	5~8		同左		同左		5~8		同左	
	B O D (mg/L)	870	990					3,150	4,500		
	C O D (mg/L)	350	450					1,260	2,000		
	S S (mg/L)	75	150					100	150		
	油 分 (mg/L)	35	60					80	150		
	T - N (mg/L)	180	260					1,000	1,500		
	T - P (mg/L)	39	43					100	150		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数					無数	無数		
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数					無数	無数		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

区	分	変更前		変更後		廃止	
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する湯煮施設(48)		同左		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設(57)	
能	力	240L/回		同左		310L/回	
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-	
工事完成予定年月日		-		許可後直ちに		-	
使用開始予定年月日		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続12時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	4	6	10	16.5	12	21
	p H	5~8		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500				
	C O D (mg/L)	1,260	2,000				
	S S (mg/L)	100	150				
	油 分 (mg/L)	80	150				
	T-N (mg/L)	1,000	1,500				
	T-P (mg/L)	100	150				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数				
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年6月7日から同月28日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第二百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年六月七日

指定した医療機関

名称

ハロー薬局 赤磐店

所在地

赤磐市穂崎八五二―一

指定年月日

令和六年六月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おぐら整形外科医院介護医療院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年五月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三B二八〇〇一六

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、次のとおり介護医療院を廃止する旨の届出があった。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

おぐら整形外科医院介護医療院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年五月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三B二八〇〇一六

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス亀池荘

2 所在地

赤磐市穂崎八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社創和

2 主たる事務所の所在地

赤磐市穂崎八八番地の四

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇三二七

五 サービスの種類

共生型生活介護

◎岡山県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市高尾字宮上一七六〇の一、字宮ノ上一七六一、字宮ノ前一七六九、字家ノ上一七七一、字高尾一七七二、字高尾平一七九五の二、字堂ノ奥二〇八二、二〇八三、字十六文山二〇八四、字棚迫二〇九二、二〇九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮上一七六〇の一・字家ノ上一七七一・字高尾一七七二・字高尾平一七九五の二・字堂ノ奥二〇八二・二〇八三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市小平井字道上寺二三四一番地先から	笠岡市小平井字道上寺二三四〇番地先まで	新	一四・七 一八・〇	四八・〇
笠岡市小平井字道上寺二三四一番地先から	笠岡市小平井字道上寺二三四〇番地先まで	旧	一一・六 一五・六	四八・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市東大戸字岡林二〇七五番二地先まで	笠岡市東大戸字岡林二〇七五番四地先から	新	九・五 一五・一	四九二・〇
笠岡市東大戸字岡林二〇七五番二地先まで	笠岡市東大戸字岡林二〇七五番四地先から	旧	七・七 一五・一	四九二・〇

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の	区	間	供用開始年月日
岡山井原線		笠岡市小平井字道上寺二二四一番一地从先から笠岡市小平井字道上寺二二四〇番地先まで	笠岡市東大戸字岡林二〇七五番二地先まで	令和六年六月七日

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	笠岡井原線	笠岡市小平井字道上寺二二四一番一地从先から 笠岡市小平井字道上寺二二四〇番地先まで 笠岡市東大戸字岡林二〇七五番二地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年六月七日

〔二八八〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の原案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の原案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年六月七日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川整備計画の名称

二級河川里見川水系河川整備計画

二 縦覧の期間

令和六年六月七日から同年七月八日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、県政情報室、県立図書館、きらめきプラザ、各県民局総務課、各県民局地域事務所地域総務課、倉敷市建設局土木部土木課、倉敷市玉島支所建設課、浅口市産業建設部建設課、浅口市金光総合支所、浅口市寄島総合支所及び里庄町農林建設課

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

〔二八九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指合備中局 建第四〇四二号 令和六年五月二十 七日	浅口市鴨方町鴨方字婁鳴西通一 五九番八	五・〇一	四九・一一

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

〔二九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四六番一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八一四番地一アモロツソTOMO一〇一

若林 和希

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十日岡山県指令建指第三二四号

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

〔二九一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年六月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

令和六年度ICT支援員等配置業務委託

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和六年五月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

五 落札金額

五四、八九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、九九〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和六年四月十二日

令和6年6月7日 岡山県公報 第12606号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人難波徹が岡山県と令和六年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

令和六年六月七日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美保
	義正
	恭子
	徹

氏名	住所	期間
黒田 直樹	倉敷市福島三七一番地八	令和六年六月七日から 令和七年三月三十一日 まで
大森 浩二	岡山市北区出石町二丁目二番一八―一号	
服部 紘児	岡山市北区鹿田町一丁目四番二一号	
富岡 真衣	倉敷市福田町古新田八九二番地四	
石井 克典	岡山市東区西大寺上一丁目四番一一号	